

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況	
8. 差別の解消及び権利擁護の推進				
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	8-(1)-1	平成28(2016)年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組む。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。	<p>内閣府</p> <p>○平成25年11月から、障害者政策委員会において、障害者差別解消法に基づく基本方針の検討を進めてきた。その中で、障害者政策委員会委員を始め、障害者団体等の関係者からヒアリングを実施した。</p> <p>○平成25年6月の障害者差別解消法の成立を踏まえ、地方公共団体との連携の下、平成25年12月～平成26年3月にかけて「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」を全国10か所の都市で開催した。また、同法成立後、周知啓発のため、障害者差別解消法リーフレット及び同リーフレットわかりやすい版を作成し、全国（都道府県及び指定都市）に配布するとともに前記のフォーラムにおいても資料として配布するなど活用を図った。</p> <p>○平成26年1月から、地方公共団体の区域における障害者差別解消支援地域協議会の迅速な設置及び円滑な運営に資するため、有識者等と意見交換を行う「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」を開催し同協議会の設置・運営暫定指針を取りまとめた。</p>	
			各府省庁	○基本方針を策定後、対応要領及び対応指針を作成する等取組を進める予定。
	8-(1)-2	雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28（2016）年4月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図る。（再掲）	厚生労働省	○平成25年9月から「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」を開催し、平成25年度中に計9回の議論を行った。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	<p>8-(1)-3 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。※ 本基本計画においては、障害者に対する配慮等に関する取組については、原則として各分野において掲載している（例えば、教育分野における配慮等は3に、行政サービス等の分野における配慮等は9に掲載。）。</p>	<p>法務省</p>	<p>○全国の法務局・地方方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談窓口）を行っている。</p> <p>（参考）平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが233件、社会福祉施設におけるものが494件、差別待遇についてのものが1,838件、強制強要についてのものが253件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成25年度においては、平成25年9月9日から同月15日までの期間で実施した。</p> <p>（参考）平成26年度においては、平成26年9月8日から同月14日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は1,071件であった。なお、平成27年度においては、平成27年9月7日から同月13日までの期間で実施する予定。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法律的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>（参考）平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権侵犯事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが64件、社会福祉施設におけるものが93件、差別待遇についてのものが263件、強制強要についてのものが28件であった。</p>
		<p>環境省</p>	<p>○障害者差別解消法に基づく基本方針策定後に対応予定。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
(2) 権利擁護の推進	8-(2)-1	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組む。	厚生労働省 <p>○障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談等、広報・啓発活動等を行う機関として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを設置。（平成24年度から）</p> <p>○障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的として、障害者虐待防止対策支援事業を実施（平成22年度から）</p> <p>○各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施。（平成22年度から）</p>
	8-(2)-2	障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。	厚生労働省 <p>○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：1,240市町村→平成25年4月：1,322市町村 →（参考）平成26年4月：1,360市町村</p> <p>○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：47市町村→平成25年4月：174市町村 →（参考）平成26年4月：207市町村</p>
	8-(2)-3	当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。	厚生労働省 <p>○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた相談支援事業を、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	8-(2)-4	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。(再掲)	<p>法務省</p> <p>○全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談窓口）を行っている。</p> <p>（参考）平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが233件、社会福祉施設におけるものが494件、差別待遇についてのものが1,838件、強制強要についてのものが253件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成25年度においては、平成25年9月9日から同月15日までの期間で実施した。</p> <p>（参考）平成26年度においては、平成26年9月8日から同月14日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は1,071件であった。なお、平成27年度においては、平成27年9月7日から同月13日までの期間で実施する予定。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法律的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>（参考）平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権侵犯事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが64件、社会福祉施設におけるものが93件、差別待遇についてのものが263件、強制強要についてのものが28件であった。</p>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。